

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第122号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表山科福祉事務所の項中「山科福祉事務所」の右に「及び右京福祉事務所」を加え、同表南福祉事務所及び右京福祉事務所の項中「及び右京福祉事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)